

令和元年 第七回（十二月）市議会定例会

（令和元年十一月二十九日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和元年 第七回 十二月 大月市議会定例会の開催にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本年も残り一カ月余りとなり、振り返りますと、八月から十月までの台風の接近により、市内各所で土砂崩落等の災害が発生いたしました。幸いにも、人的な被害はありませんでした。

土砂撤去や避難所の開設に対し、消防団や地元の方々にご協力をいただき感謝を申し上げます。

また、本年は、年号が平成から令和となり、新天皇が即位するとともに、多くの皇室行事や式典の映像がテレビにより報道されたことで、多くの国民に感動と希望を与えたことだと思えます。

それでは、初めに、十月十二日から十三日にかけて、全国に大規模な被害をもたらした、台風十九号についてであります。

本市でも、この台風では初めて、「大雨特別警報」が発表され、指定避難所を八箇所、また、自治会や防災会等のご協力により十四箇所の自主避難所を開設し、最大で六百人を超える避難者を一時的に収容いたしました。

災害箇所につきましては、現在も対応中の箇所もありますが、百六十箇所以上で被害を受け、罹災証明書の発行事務等を行っているところでもあります。

今回は、JR中央本線や中央高速道路、そして、国道二十号も、土砂崩落等で甚大な被害が発生し、長期間にわたり交通網が寸断され、首都圏域への通勤・通学の足が奪われてしまいました。

現在も、法雲寺橋の橋脚沈下により通行規制となっておりますが、国土交通省では、本日の正午から通行止めを解除することといたしました。

市といたしましては、この通行規制の間、地元の皆様に整備していただいた市道初狩大月線、藤沢一号線から法雲寺藤沢線などを通行する車両等が安全に走行できるよう努めてまいりました。

長期間にわたりご協力、本当にありがとうございます。

市道関係の復旧作業は、概ね完了しておりますが、農林業関係では農道、林道での土砂崩落や農業用水路への土砂流入が市内各地で発生し、特に林道富士東部北線では法面の崩壊などが十一箇所が発生し、現在も通行を規制するなど被害額にして一億七千万円相当の大きな被害となっております。

また、七保町林地内の田無瀬頭首工が葛野川の増水により被災しておりますが、これらの大規模な被災に対しては、国の査定を経て、補助事業として採択を受ける予定となっておりますのでご理解をお願いいたします。

この台風により、土砂の流出などがあつた小規模河川などについては、今後の被害を防止するためにも治山事業などの採択に向け、県に対して要望をしまいにしたいと考えております。

また、今回の台風により国道や鉄道などの交通障害が発生し、市内産業も大きな影響を受けることとなりました。

そのため、国の激甚災害の指定による、中小企業信用保険法第二条第五項のセーフティネット保証四号の適用を受け、本市では、事業再建に必要な資金の借り入れに対する利子の全額を補助するための制度や、首都圏域などへの通学者を対象とした宿泊費助成も県と共同して実施することといたしました。

次に、今月十日に開催されました「第六回大月桃太郎伝説トレイルラン」は、天候にも恵まれ、私も一ランナーとして、十三キロの部に参加いたしました。

本年は、全国各地から三百八人の参加者を迎え入れ、「桃太郎伝説の里」である百蔵山、扇山、犬目、そして、猿橋をコースとし、鮮やかに色づいた紅葉と絶景の富士山を望みながら健脚を競い、さわやかな大月の一日を感じていただくことができました。

開催にあたり、台風後のコース整備を実施した「西山扇山部分林管理委員会」の皆様をはじめ、多くの関係者や沿道で声援を送っていただいた地域の皆様に深く御礼申し上げます。

また、今夜は、大月の冬の風物詩となった、大月駅前のイルミネーション「大ツキ、きらめき大作戦」の点灯式が行われます。

富士山の北の玄関口である大月駅が、素晴らしいイルミネーションで彩られ、クリスマスや年末年始に大月を訪れる皆様をきらびやかに迎えることができますよう、関係団体により準備をまいりましたので、多くの市民の皆様にもご覧いただきたいと思います。

次に、「観光まちづくりの取り組みについて」であります。

これまでも、大月DMO推進協議会により地域の資源を活用し、来訪者と観光消費を増やすための農業体験や自然を活用したアウトドア体験などのテストツアーを実施してまいりました。

本年も、「酒米作り体験」「ヘルスツーリズム」「ベトナム旅行会社の誘致」「民泊と和 문화体験」などを計画しているほか、QRコードを利用し、英語、中国語表示ができる「大月ガイドマップ」を作成し、外国人を含めた来訪者向けサービスを開始しております。

また、大月桃太郎連絡会議の協力を得るなか、「観光ガイド養成講座」を開催しており、今月十七日にはJR東日本と連携して「駅からハイキング桃太郎の里めぐり」でガイドツアーの実践活動を行い、約二十人のお客様をご案内したところであります。

今後、ひとりでも多くのお客様をお迎えし、おもてなしができるよう、DMO推進協議会と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、初狩町にある大月都留広域事務組合の「まるたの森クリーンセンター」の使用延長についてであります。

「初狩町ごみ焼却環境対策協議会」と平成十二年に締結いたしました協定は、施設の使用期限を今月三十日までとしておりましたが、次期ごみ処理施設の整備に時間を要することから、平成二十八年に十年間の使用期限延長を協議会に申し出ておりました。

数年にわたり、地元との交渉を重ねてまいり、この度、初狩町の皆様のご理解により、十年間の使用延長が容認されたことから、今月二十七日に新たな協定を締結いたしました。

私たちが、生活をしていく上で、ごみ処理施設は必要不可欠であります。

今後も引き続き、広域事務組合及び都留市とともに、安全な施設運営に努めてまいりますので、地元の皆様のご協力をお願いいたします。

次に、「総合戦略について」であります。

本市の総合戦略は、人口減少の歯止めと本市の創生を実現するため、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる政策を基に、五つの基本目標を掲げて計画を推進しております。

この計画は、平成二十七年度からの五年間の計画となっており、本年度が最終年度となります。

このため、現在、国や山梨県の動向を注視しながら、地方創生の推進に向けて「第二期大月市総合戦略」の年度内策定を目指しております。

計画の策定につきましては、新たな視点として、「女性活躍の推進」「教育・子育て環境の充実」「地域経済の底上げ」を施策に盛り込むこととして検討をしております。

市民の皆様にも、今後、予定しておりますパブリックコメント制度等により多くのご意見等をいただけますようご協力をお願いいたします。

次に、「大月みらい協議会について」であります。

本年度も、先導的な取り組みとして、大月みらい協議会が考える「ふるさと教育」をさらに深化させた上で、新たな視点に立った活性化対策について検討を続けております。

また、「第二期大月市総合戦略」の策定に向けては、現総合戦略の検証や、ご意見、提案などをいただく予定となっております。

なお、今後、大月みらい協議会の取り組みの状況については、市ホームページや広報などにより、随時、市民の皆様へ情報を発信してまいります。

次に、「プロジェクトチーム設置について」であります。

本市では、問題・課題等の解決方法のひとつとして、プロジェクトチーム編成運営規程を設けております。

このプロジェクトチームのメンバーは、市長が任命する者となっております。今回は、組織機構の検証と働きやすい職場づくりや事務改善などの検討を、主幹クラスを中心に構成いたしました。

今月二十六日に第一回の会議を開催し、現状での問題点や課題の洗い出しを中心に議論を始めたところであります。

今後、さらに議論が深まると思いますが、審議内容を各段階で報告書として提出するよう指示しておりますので、その都度、報告内容を部課長会議等で検討してまいります。

次に、「子育て環境・子育て支援の充実について」であります。

本年十月から導入された「幼児教育・保育の無償化」については、広報おつきや各幼稚園・保育園を通じた事前周知により、保護者の皆様のご理解を得るなか、円滑な事業のスタートを切ることが出来ました。

また、「子育て支援医療費助成制度」の高校三年生までの拡大については、十一月中に保護者から申請を受け付け、十二月一日から助成を開始することとなっております。

今後も、子育て支援事業の充実を図りながら、子育てしやすいまちづくりを推進し、次代を担う子どもたちの育成環境の充実に積極的に取り組んでまいりますと考えております。

次に、「大月駅周辺整備事業、官民連携推進事業について」であります。

大月市立地適正化計画に位置付けられている、本市が行うべきインフラ整備は、市道大月賑岡線の拡幅とJR大月駅の南北自由通路等の整備です。

これまでに、市道大月賑岡線の都市計画の変更手続きに必要な、道路及び交差点の設計について、県と協議を進め、本年九月に協議が整いましたので、地権者や沿線住民の方々を対象に地元説明会を開催し、事業内容を丁寧に説明して、ご理解とご協力をお願いしたところであります。

また、南北自由通路の整備は、本市の費用負担を抑える手法と事業規模について、引き続きJRとの協議を進めてまいります。

公共サービスや商業施設の整備につきましては、昨年度、老朽化した市庁舎の機能を大月駅北側に移転し、商業施設等と一体化させた複合施設整備の検討を行ったところであり、今後も、大月駅北側の望ましい活用について検討を進め、民間事業者の誘致を図ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

次に、本年四月に、地方独立行政法人へ移行した「市立中央病院の運営について」であります。

現在、病院では、中期目標を基に策定した中期計画により、経営の改善に向

け様々な取り組みが行われております。

四月から九月の上半期の収益等は、八月に一部病棟を休止している中で、前年度と比較し、入院患者数は減少してはいますが、入院収益は増加し、外来診療患者数も増加しております。

北都留医師会などからCTやMRIの高度医療機器による検査依頼が増加し、新たな健診受診者の発掘、後発医薬品使用率の向上など、創意工夫した経営戦略を講じており、救急診療の受け入れも高い水準を維持しております。

また、法人移行時の職員退職による厳しい状況の中で、看護職員の確保に向けては、「お仕事説明会」の開催、職員からの紹介など積極的に取り組んでおり、特に、法人化により、ハローワークでの正規職員募集も可能となったことは、今まで期待できなかった市外からの応募もあります。

今後、計画の進捗状況や経営状況などを確認しながら、経営健全化に向け、市として、積極的に協力や指導をしてまいりたいと考えております。

次に、「官民連携によるまちづくりについて」であります。

本市の様々な課題解決と持続可能なまちづくりを目指し、現在、多くの地方公共団体と「民間企業が持つ力」を活かしたまちづくりの実績がある「株式会社官民連携事業研究所」と協定締結の準備を進めております。

研究所は、多くのパートナー企業を持ち、地方自治体と連携し、双方の力を合わせ、国などの交付金に頼らない、持続可能なまちづくりのコンサルティングサービスの提供・支援などを行っております。

これまでの実績は、奈良県斑鳩町での観光案内と災害時の避難所情報を提供するスマートフォンアプリの企画開発サポート、大阪府四条畷市では、ベビーカーを新生児にプレゼントする事業など、防災、観光振興、教育、健康推進、まちづくりなどの多くの事業を手掛けております。

本市も、研究所と協定を締結し、様々な分野で民間企業と連携して、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、この協定による本市の負担は、一切ありませんので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告が一件、条例案件が四件、予算案件が八件、その他案件が一件の計十四件であります。

はじめに、報告第三号「専決処分事項について承認を求める件について」であります。

これは、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたものを、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決処分いたしましたものは、条例案件が一件、予算案件が二件の計三件であります。

先ず、条例については、専決第六号の「大月市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」であります。

これは、令和元年九月議会において議決していただきました条例の内閣府令に誤りがあり、再度訂正の内閣府令が公布されたことから、所要の改正を十月一日に専決処分いたしましたものであります。

次に、専決第七号の「大月市一般会計補正予算（第三号）」及び、専決第八号の「大月市簡易水道特別会計補正予算（第二号）」につきましては、十月十二日から十月十三日にかけて、本市に接近した台風十九号による災害に対して、早急に対応しなければならぬ応急復旧費等の追加補正を行ったもので、十月二十二日に専決処分したところであります。

次に、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第八十一号「大月市シルバーお出かけパス条例中改正の件」及び議案第八十二号「大月市障害者お出かけパス条例中改正の件」についてであります。

これは、本市の財政状況を勘案し、受益者負担額を見直すとともに、利用者のサービス向上と外出機会の拡大を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第八十三号「大月市下水道条例中改正の件」についてであります。

これは、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第八十四号「大月市火災予防条例中改正の件」についてであります。

これは、消防法令の規定により命令を行った場合、違反対象物の命令内容の公示が義務付けられておりますが、公示までの間、利用者が建物の危険性を認識できるよう、公表制度を新たに規定し、防火安全に関する認識を高め被害の軽減を図るため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第八十五号「大月市一般会計補正予算（第四号）」の歳出の主な内容は、総務費では、ふるさと大月応援寄附金返礼経費と積立金の追加など、民生費では、障害者福祉サービス費などの扶助費の追加、衛生費では、予防接種事業費などの追加、農林水産業費では、農業委員会経費の減額、商工費では、企業立地奨励金の追加など、土木費では、公営住宅管理費の追加など、消防費

では、消防本部運営経費の追加、教育費では、大月短期大学特別会計繰出金の減額及び小学校教科書改訂経費などの追加などとあわせ、歳出補正総額は、五億四千八百三十四万六千円の増額となっております。

歳入につきましては、前年度繰越金などの追加、国県支出金、寄附金、繰入金及び市債の増額などにより対応いたしております。

次に、議案第八十六号「大月市大月短期大学特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、教育推進事業費などの追加を行い、歳入につきましては、入学金や授業料、前年度繰越金などの追加により、一般会計繰入金を減額しております。

次に、議案第八十七号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、保険給付費の追加を行い、歳入につきましては、一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を減額し、県支出金及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第八十八号「大月市簡易水道特別会計補正予算（第三号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、市営簡易水道維持管理経費の追加を行い、歳入につきましては、繰入金や前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第八十九号「大月市下水道特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、公共下水道施設整備費の追加などを行い、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第九十号「大月市介護保険特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整、保険給付費、繰越金の確定に伴う基金積立金の追加などを行い、歳入につきましては、国県支出金、繰入金及び前年度繰越金などを追加しております。

次に、議案第九十一号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、介護サービス事業費を追加し、歳入につきましては、介護予防サービス計画収入を追加しております。

次に、議案第九十二号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合納付金や前年度精算による一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。



す。

次に、議案第九十三号「契約締結の件」についてであります。

これは、十一月八日の一般競争入札による「大月市防災行政無線デジタル化整備工事」において、契約金額が、地方自治法第九十六条第一項第五号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に該当するため、議会の議決を求められます。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。